

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	R 5大鳥川橋通行規制その1作業
工 事 概 要	路面監視及び非常時の通行規制
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安藤 詳平 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契 約 年 月 日	令和 5年12月14日
契 約 業 者 名	(株)瀬戸山組
契 約 業 者 の 住 所	鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3316
契 約 金 額	28,710,000円(税込み)
予 定 価 格	30,954,000円(税込み)
随意契約によることとし た理由	別紙 随意契約理由書のとおり
工 事 場 所	鹿児島県曾於郡大崎町野方(野方IC)外
工 事 種 別	維持修繕工事
工 期 (自)	令和 5年10月21日
工 期 (至)	令和 6年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 R 5 大鳥川橋通行規制その1作業
2. 履行場所 鹿児島県曾於郡大崎町野方（野方 I C）外
3. 契約の相手方 住 所：鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3 3 1 6
名 称：株式会社瀬戸山組
電 話：0 9 9 4 - 2 6 - 0 5 4 5
4. 契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 当該契約の目的・内容及び契約に付する理由
 - 1) 当該契約の目的
本作業は、東九州自動車道大鳥川橋における路面監視及び非常時の野方 I C の迅速な通行規制等を行い、東九州自動車道の安全確保を図るものである。
 - 2) 当該契約の内容
本作業は、東九州自動車道において大鳥川橋における路面監視及び非常時の野方 I C の迅速な通行規制等を行うものである。
 - 3) 契約に付する理由
本作業の遂行においては、契約相手方の本社が履行場所に近接して所在し、周辺の地形や過去の形態等の地域特性を熟知しており、かつ十分な技術力・労働力・資機材・建設機械等を保有し、災害発生時に緊急的に機動力を発揮すると共に、的確な作業実施が求められる。
株式会社瀬戸山組は上記に該当すると判断されることから、令和 5 年 3 月 3 1 日に「大隅河川国道事務所管内（直轄道路管理区間）における災害時等応急対策業務に関する基本協定」を当事務所と締結しており、緊急出動し機動力を発揮することが可能であると判断される。
以上のことから、株式会社瀬戸山組が本作業を遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)

大隅河川国道事務所 道路管理課長